

「建設リサイクル法届出済シール」の交付について

1. 導入の目的

- (1) 第三者にも確認が容易な届出済シールの貼付により、届出済工事であることを明確にし、発注者・受注者・周辺住民等の意識向上及び届出制度の一層の周知を図ります。
- (2) 届出済シールを工事現場に掲示する「解体工事業者登録票」又は「建設業者許可票」に貼付することにより、無届施工を抑止するほか、受注者の意識向上やより適切な施行の促進及び標識掲示の促進を図ります。

2. 交付対象

建設リサイクル法第10条の届出義務のある対象建設工事

3. 実施機関

茨城県及び特定行政庁である水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市

4. 実施時期

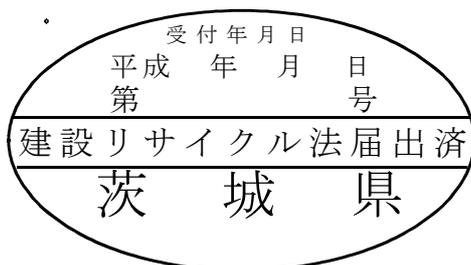
平成16年1月より準備ができた県及び特定行政庁から順次試行を行い、原則として平成16年2月から本格実施することを目標としますが、具体的な実施時期は各行政庁の判断によります。

5. 実施方法

- (1) 届出書受付時に、発注者(又は代理人等)又は自主施工者に「届出済シール」を交付し、現場の元請業者の標識(解体工事業者登録票又は建設業の許可票)の表面の余白又は文字を隠さない場所に貼付していただきます。
- (2) 窓口では、「届出済シール」に受付日、受付番号を記載するとともに、協力依頼のチラシ(別紙様式)を添えて交付します。
- (3) 工事終了後は速やかに標識から剥がしてください。
- (4) 届出済シールの貼付は、法に基づく義務ではなく、任意に発注者(又は代理人)又は自主施工者に協力をお願いするものです。

6. 届出済シールの様式

茨城県で交付するシールの様式は次のとおりです。



※シールの様式等は行政庁により異なる場合があります。

建設リサイクル法届出済シールについて

茨城県では、平成16年1月より、建設リサイクル法の届出書を受け付けた際に、届出を行った人に対して「建設リサイクル法届出済シール」を交付することになりました。

対象建設工事の発注者の方は、受注者に対し、工事現場に掲示する標識の余白又は文字を隠さない場所に「建設リサイクル法届出済シール」を貼付するよう指示してください。受注者の方が発注者に代わって届出書を提出した場合には、発注者に届出完了と併せて報告をするとともに、標識に貼付してください。（自主施工者の方は、門・塀等の目立つ場所に貼付してください。）

また、工事終了後は速やかに標識から剥がしてください。

なお、届出書が受理された日を含めて7日間は着工できません。また、7日以内は変更命令を行う場合がありますので、届出日から7日目以降の着工日に貼付してください。

・工事現場に掲示する標識

(建設業許可業者の場合)※建設業法施行規則第25条

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号
許可年月日	

(寸法)
縦25cm以上
横35cm以上

※余白であれば上下左右どこでも可 シール貼付箇所

(解体工事業登録業者の場合)※解体工事業に係る登録に関する省令第8条

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

(寸法)
縦25cm以上
横35cm以上

※余白であれば上下左右どこでも可 シール貼付箇所

【問い合わせ先】

茨城県各県民センター建築指導課（室） 若しくは 茨城県土木部検査指導課
電話 029-301-4386